



NEWS LETTER



NO

47

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <http://okayama-con.net>

Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

2019年4月発行

適格消費者団体認定更新記念 講演会&パネルトーク 「その契約大丈夫?...STOP!! 消費者被害! ...地域とつくる適格消費者団体の活動』を開催しました

3月17日(日)13:30より、岡山県立図書館デジタル情報シアターにて、特定適格消費者団体 埼玉消費者被害をなくす会理事長であり弁護士の池本誠司氏による講演と「わたしたちの強いミカタ...適格消費者団体の活用と可能性」というテーマでパネルトークが43名の参加で開催されました。



最初の池本氏の講演は、自身の埼玉での活動を踏まえて、1. 地域の消費者にとって適格消費者団体の意味は? 2. 地元消費者者行政にとって適格消費者団体の意義は? 3. 地域の消費者団体の活動拠点としての取り組み、といった項目別に消費者被害の具体的事例を交えながら分かり易く説明して下さいました。

続いてのパネルトークは、池本誠司氏、今岡永倫子氏(岡山県県民生活部くらし安全安心課総括参事)、平田彩子氏(岡山大学法学部准教授)、大賀宗夫(消費者ネットおかやま事務局長 司法書士)の4名のパネリストと吉岡伸一(消費者ネットおかやま副理事長)のコーディネーターにより進行されました。パネリストのそれぞれが違う立場の方々なので、多様な意見が聞けたのが参加者に好評でした。

今回の催し全体を通して、基本的にボランティアの我々団体の活動なのですが、「より良い社会をつくる喜びが得られる」といったパネラーの発言に共感させられましたし、適格消費者団体が現在発生している個別の消費者被害について訴訟可能であるのに対して、過去に遡って訴訟ができ(現在、東京医科大学の不平等試験により不平等取り扱いを受けた受験生の損害賠償請求が進行中)、判決獲得後に、関係する消費者に被害届出を呼びかけられる等、新しい被害の防止により効果的な、特定消費者団体(現在全国で3団体が認定されている)との違いがよく理解できました。



(理事・VANS 岡山事務所 赤澤輝彦)

2018年度 差止め・申入れ・照会活動

※消契法＝消費者契約法

事業者名、交渉日付	概要	経過・結果
中古車買取サービス (株)ラグザス・クリエイト 2015/7月～ 2018/4/12・19 7/5・8/6・3/6・3/11	インターネット自動車買取サービス成約直後のキャンセルに対し、キャンセル料3万円を要求された。消契法9条1号(事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分は無効)違反の疑いがあり、申入れを行った。 2015年7月に申入書を送付、その後問合せに反応なく、2018年4/12 事前請求書を送付。4/19 回答書到着。7/5 申入書及び問合せ書を送付し、8/6 日回答書到着。3/11 に金額根拠資料再提示。	3万円キャンセル料は、妥当と回答あり。 交渉途中
結婚式場運営 (株)スタイルズ 2015/9月～ 2018/1/18 3/14 7/6・13	結婚式場での事故・盗難の事業者免責条項について、消契法8条違反で2015年9月に照会書兼申入書を送ったが、当初反応がなく、2017.7/17 に事前請求書(消契法41条1項)を送付した。消契法違反にあらずとの回答書が届き、再度7/6 事前請求書を送付。約款の修正を行う趣旨の回答書が到着した。	改善後約款を確認し、9/5 終了。
(株)大創産業 2017/7月～ 2018/3/8・20 5/22, 7/5	ダイソー・カラーボールのタグに記載されていた事業者の損害賠償を全部免責する内容の無効(消契法8条)に関して問合せを行った。表記を書き改めるとの改善回答を得たが、他商品に同様問題表記があり、再度、他商品の表記改善を要請した。	在庫分を除き、表示改善確認 7/5 終了。
IHG・ANA ホテルズ グループジャパン 合同会社 2017/7月～ 2018/4/13・24, 6/29	格安プランのキャンセル料100%徴収は、平均的損害超過部分の無効に該当するのではないかと、問合せた。 「宿泊料金割引『キャンセル不可』特約付き契約であり、キャンセル料100%とは法的性質が異なる」との見解が届いた。消費者に誤解を与える『キャンセル料100%』表現は、HP上から削除すると回答があった。	表示改善回答を得て、 11/16 終了。
美作市ホームページ 2017/11月～ 2018/5/14	美作市ホームページのバナー広告「子どもの身長を伸ばす方法」「免疫力を高める方法」の掲載基準を問合わせ。問題バナー広告は削除、美作市有料広告掲載の取扱い要綱に従い、掲載中止の回答があった。	改善回答を得て、 8/1 終了。
ネットサイト運営会社 (株)アシロ 2018/1/12 6/4・7/4	「厳選〇〇弁護士ナビ」の『厳選』表記が優良誤認表示に当たらないか問合せを行った。基準により厳選との回答に対し、『厳選』は自己申告であることをウェブサイトに表示等修正を申し入れた。『厳選』表現を削除したので優良誤認に当らず、との回答が届いた。	問題表現がHP 削除されたことから 9/5 終了。
「ふし自慢 塗るタイプ」 (有)野草酵素 2018/5/10・17	医薬品でない軟膏の新聞広告に「温感成分ですぐにぼかぼか」「気になる違和感がスーッと」「軟骨成分グルコサミンがじんわり働く→だから実感が早いんです!」の表現使用。表示改善を申入れ(景表法・特商法・薬機法違反の疑い)。広告掲載中止の回答を得た。	広告中止回答を得て、 7/5 終了。
旅行者 (株)山陽新聞事業社 2018/6/4・12	旅行参加者用説明資料の「参加者のケガや事故、他に与えた損害等については、一切責任を負いません」の記述が事業者側の全部免責条項を含むと考え(消契法8条違反)改善を申し入れた。「注意喚起文書で消費者契約ではない」との見解だが、表現は改善すると回答。	9/5 終了。
語学学校(株)アンサンブル アンフランセ	オンライン語学学校。消契法に抵触がする利用規約の改善の申入と問合せを7/5 実施した。11/19 回答到着。再申し入れ途中。	交渉途中
デジタルデータソリューション (株)	デジタルデータの復旧サービス作業規約「当社では一切責任を負いません」の表現の改善を11/14 申入れ、11/26 改善回答が到着。	改善規約を確認し、1/11 終了
ネットショップ(協任)運営 会社 ショップエア ライン(株)	『HP説明は、「偽物との鑑定書があれば、落札代金、国際送料を全額返金する」とあるが、実際は偽物鑑定書を出す機関はない。』との情報提供から、景表法優良誤認表示に抵触。申入れ2回、回答2回	交渉途中

その他、インターネット化粧品販売サイト表示、機能性表示食品新聞広告、ネット食品販売利用規約などの申し入れを実施中です。皆様からの情報提供をお待ちしています。Email: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp まで

3月3日・4日 第26回適格消費者団体連絡協議会が、 35団体130名の参加で、広島で開催されました。

全国19の特定適格消費者団体、適格消費者団体や適格消費者団体認定を目指す12団体他、消費者庁、国民生活センター、スマイル基金等が、一堂に会し、事例の交流や抱える課題を協議する「適格消費者団体連絡協議会」が広島(TKP ガーデンシティ広島駅前大橋)で開催され、消費者ネットおokayまからは4名が参加しました。

■全体会では、被害回復訴訟関係の報告など、二日目は分科会で情報交換や協議を行いました。

- (1) 消費者庁より改正消費者契約法の変更点のポイントについて説明があり、京都消費者契約ネットワークの野々山弁護士からは、消費者契約法平成30年改正の概要とその活用について報告と問題提起がありました。被害回復訴訟関係では、消費者機構日本から東京医大受験料等返還訴訟に関する報告が、消費者機構福岡から福岡大学医学部への入学検定料相当額返還の申し入れ、消費者支援機構関西から「葛の花由来イソフラボン」配合機能性表示食品15社に対する申し入れ活動の報告があり、被害回復訴訟制度が実際の事例改善につながっていることが実感できました。差止請求関係は、「NTTドコモ控訴審」「ラッシャーマン」など6団体8事例の概要説明がありました。
- (2) 二日目の第1分科会(専門委員中心)では、公表に係る運用、「訴状の請求の趣旨の立て方」「消費者契約法9条」「定期購入の表示」などについて、第2分科会では、各団体の財政基盤確保、更新実務や事務体制、広報手段などの共有や情報交換を行い、事務局MLを作ることになりました。



2018年度の「見守り力アップ講座」が終了し、 全15会場で開催、378名が受講しました。

2018年度の岡山県の受託事業「見守り力アップ講座」が終了しました。2年目の2018年度は、15会場で開催し、年間で378名が受講しました。

この「見守り力アップ講座」は、地域の協力者の他、民生委員やホームヘルパー、ケアマネジャーなど福祉関係者や防犯活動などの関係者に対して、消費者被害に関する最新の情報、見守りのポイント、対応方法などを習得し、実践に生かせる人材を増やすことで、地域の見守り力の向上を図ることが目的です。受講した皆さんからは、「民生委員としての気づき、サインのチェックポイントについて大事であることがよくわかった。」「みんなで協力して支援する、見守り⇒気づき⇒つながりが大切なことがよくわかった。」「地域包括支援センターや警察、地元の方々と一緒に講義を受け、顔の見えるネットワークの構築を考えたい。」など、概ね良い評価をいただいておりますが、より多くの受講者獲得が課題です。今後の参加者獲得のための工夫として、各市町村との連携及び関係機関・団体への働きかけなど、「見守り力アップ講座」の周知が重要です。



消費者月間講演会

高齢者の消費者被害 と 改正消費者契約法

悪質で巧妙な「高齢者の消費者被害」の実態と防止を学ぶとともに、この間改正された、消費者の利益を守るための法律「消費者契約法」を私たち消費者自身がしっかりと学びましょう!



■ 「消費者契約法」は、消費者の強い味方です ■

日時 6月1日(土) 14時30分～16時30分

会場 オルガホール 岡山市北区奉還町1-7-7

主催 消費者ネットおかやま・岡山県消費者団体連絡協議会 共催 岡山県

講師 弁護士 石戸谷 豊 氏

全国ジャパンライフ被害対策弁護士連絡会会長 横浜市 港共同法律事務所
役職経験 日本弁護士連合会消費者問題対策委員長、内閣府消費者委員会委員長代理など

主な著書 「新・金融商品取引法ハンドブック」「特定商取引法ハンドブック」
「金商品取引被害救済の手引き」「先物取引被害救済の手引き」など



2019年 4月 8日

会員 各位

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正 (公印省略)

第12回通常総会開催について

日頃より当ネットの活動にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
特定非営利活動法人消費者ネットおかやまは、定款第21条により、第12回通常総会を下記の要領にて開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 2019年6月1日(土) 13時30分～14時20分 (受付13時～)
2. 場所 オルガホール 岡山市北区奉還町1-7-7 地下1階 (岡山駅から徒歩6分)
3. 総会の主たる審議事項
第1号議案 2018年度事業報告承認の件
第2号議案 2018年度決算承認の件
報告事項 2019年度事業計画 2019年度活動予算
第3号議案 役員選任の件
第4号議案 定款一部変更の件

4. 役員選任

選任する役員は、理事13名、監事3名で、そのうち、個人推薦枠は理事9名、監事1名です。
推薦期間は、4月1日(月)～4月30日(火)です。期間中に事務局までお申し出ください。

